

号外第五十五号

平成十四年五月三十一日 (金曜日)

目 次

公安委員会

青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に

関する法律施行規則... 委託講習の実施に関する規則の一部を改正する規則...... (青森県道路交通規則の一部を改正する規則. (運転免許課) ... 六 (交通企画課) ... | 同) ... 六

公 安 委 員

こに公布する。 青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則をこ

平成十四年五月三十一日

青森県公安委員会委員長

橋 本

昭

青森県公安委員会規則第七号

青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則

青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則を次

(趣旨)

のように定める。

(1

第一条 この規則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成十三年法 律第五十七号。以下「運転代行業法」という。) の施行に関し、必要な事項を定め

るものとする。

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。

安全運転管理者(運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用さ

安全運転管理者をいう。 れる道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第七十四条の二第一項に規定する

一 副安全運転管理者 運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用 される道路交通法第七十四条の二第四項に規定する副安全運転管理者をいう。

三 安全運転管理者等 安全運転管理者及び副安全運転管理者をいう。

(申請書の添付書類)

第三条 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 転管理者の証明に関する事項を記載したものとする。 及び現に自動車の運転免許を受けている者にあっては、自動車安全運転センター法 第四条第一号口に掲げる書面は、自動車の運転の管理に関する経歴を証明するもの (昭和五十年法律第五十七号) 第二十九条第一項第二号に規定する書面で、安全運 (平成十四年国家公安委員会規則第十一号。以下「国家公安委員会規則」という。)

|一||国家公安委員会規則第四条第二号口に掲げる書面は、自動車の運転の管理に関 規定する書面で、 動車安全運転センター法 (昭和五十年法律第五十七号) 第二十九条第一項第二号に する経歴を証明するもの及び現に自動車の運転免許を受けている者にあっては、自 副安全運転管理者の証明に関する事項を記載したものとする。

(安全運転管理者証等の交付

第四条 公安委員会は、運転代行業法第五条第一項に規定する申請書を受理した場合 において、当該申請書に係る安全運転管理者等が自動車運転代行業の業務の適正化

証(別記様式第二号)を交付するものとする。 (別記様式第一号) 又は副安全運転管理者を備えているときは、安全運転管理者証(別記様式第一号) 又は副安全運転管理者則(昭和三十五年総理府令第六十号)第九条の九第一項又は第二項に規定する要件則(平成十四年内閣府令第三十五号)により読み替えて適用される道路交通法施行規に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令

(青森県道路交通規則の規定の読替え適用)

第二十条第二項	第二十条第一項		第十九条	読み替える規定
格認定書 (別記様式第十六号) 十五号) 又は安全運転管理資 教習修了証明書 (別記様式第	は第二項施行規則第九条の九第一項又	号) 号)	法第七十四条の二第六項	読み替えられる字句
様式第五号) 様式第五号) 様式第五号) 様式第五号)	二項規則第九条の九第一項又は第り読み替えて適用される施行りに対しています。	解任命令書 (青森県公安委員 の適正化に関する法律施行 規則 (平成十四年五月青森県 公安委員会規則第七号。以下 「青森県公安委員会規則」と	項でれる法第七十四条の二第六の規定により読み替えて適用運転代行業法第十九条第一項	読み替える字句

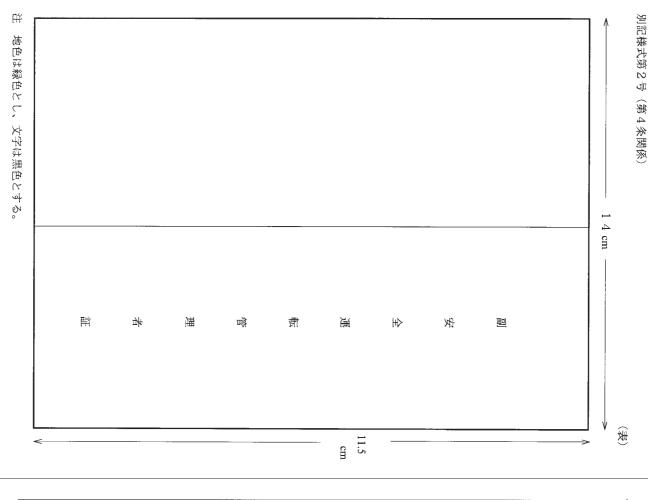
項	第二十一条第二
又は副安全運転管理者証	第十八条の安全運転管理者証

全運転管理者証とは副安の安全運転管理者証とは副安青森県公安委員会規則第四条

附則

この規則は、平成十四年六月一日から施行する。

			1954年1958年1959日よる安全運転管理者とためのであることも言いる言い	関の規定に	上記の者は、自動車運転務の議定化に関する生律策		安全運転管理者	営業所名		4	ĮĮ.		
青森県公安委員会	年 月	(日へ四分光による方を選転管理者とよる安全運転管理者と	おり読み替替りと	は、自動車に関する法	併	理者			K	파		
委 員会 印	Ш	e e	- 7年1年2月代で、として選任されずれ		自動車運転代行業の業オス注律領10条領1	月 日生							II
<u>Ģru</u> ķ	详		ななれた	がれまっての中	後に	H T							JI.
こと。 本証を紛失、破損等 本証を紛失、破損等 きは、所轄警察署を通 交付を受けること。 本証は、他人に貸与 譲り渡したりしないこ	1 解任されたと 所轄警察署を通	年講習	年講習	年講習	年講習	年講習	年講習	年講習	年講習	年講習	年講習	年講習	路路
破損等した署を通じてと。となりでは手をしたった。	きは、本証 じて返納す												受講証明印
ソ馬の	49 10		-				cm	<u> </u>					



れたものであることを証する。 による副安全運転管理者として選任さ 務の適正化に関する法律第19条第1 項の規定により読み替えて適用される 道路交通法第74条の2第4項の規定 安全運転管理者 営業所名 上記の者は、自動車運転代行業の業 〕 併 青森県公安委員会 真 Д 併 Л Ш 継 毌 日生 中 1 4 Ä 擲 cm 羅 2 本証を紛失、破損等したと きは、所轄警察署を通じて再 所轄警察署を通じて返納する 叫名 譲り渡したりしないこと。 交付を受けること。 本証は、他人に貸与したり 解任されたときは、本証を 蓹 年講習 年講習 年講習 年講習 年講習 年講習 年講習 年講習 \leftarrow 受講証明印 11.5 cm

殿

別記様式第3号(第5条関係)

褞	о ж "	解任す	副安全運転管理者	安全運転管理者	えて適用さ	自動車道			住 所		
⊞-	名樂	者る	宝管理者	管理者	れる道	転代行			⊣,		
		地氏位名		호 기 :	路交通法第	業の業務の					解
				3 出曲によ	第74条の)適正化に		瀴			升
			<u>:</u> !	り解任する	2第6項の	関する法律					卧
	併			を下記の理由により解任することを命じます。	えて適用される道路交通法第74条の2第6項の規定により、	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替	青 森 県				₽
	Я			H H		育1項の	公安				Щ₩
	日生(あなたが選任している)規定に	衆			併	
	歲)				任して	よの誘	ИÞ			月	
					81	る替	哥			田中	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第4号(第5条関係)

X										
注 用紙の大きまは.日本工業相格ΑΑ線長とする	古 禁 県 公 安 委 員	あることを証明する。	施行規則第9条の9第1項第2号に定める自動車の運転に関する教習を修了した者で	法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令により読み替えて適用される道路交通法	上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通		年月		教 習 修 了 証 明 書	年
	採		の運転に関す	り読み替えて	に関する法律					
			る教習を信	適用される	の施行に付		日生		型 巾	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		§了した者で	5道路交通法	ݙう道路交通		(歲)			月日
					,	_				

併

旦

Ш

注

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする

眦

森

乖

1

撰

槉

dk 毌 別記様式第5号(第5条関係)

台

安

 \mathbb{H} 運

悝 ⑩ 詽 資

裕

뺋

定

眦

K

上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通

法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令により読み替えて適用される道路交通法

年 月 日生

第9条の9第1項第2号

施行規則

副安全運転管理者

按

全運転管理者

と同等以上の能力を有する者であることを認定する。

第9条の9第2項第2号

に定める自動車の運転の管理に関し、

を「次に掲げる申請書を公安委員会に」に改め、 第三十六条中「公安委員会に応急救護処置講習受講申請書 (別記様式第三十号) を」

第一種免許に係る応急救護処置講習を受けようとする者 応急救護処置講習

(二) 受講申請書 (別記様式第三十号の二) 第二種免許に係る応急救護処置講習を受けようとする者

応急救護処置講習

第三十七条の次に次の一条を加える。

(旅客車講習)

第三十七条の二 法第百八条の二第一項第八の二号の規定による旅客車講習を受けよ うとする者は、公安委員会に旅客車講習受講申請書 (別記様式第三十一号の二) を

第四十条 (見出しを含む。) 中「七十五歳」を「七十歳」に改める。

同条の次に

次の二条を加える。

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年五月三十一日

亨

青森県公安委員会委員長

橋

本

昭

青森県公安委員会規則第八号

青森県道路交通規則 (平成十年九月青森県公安委員会規則第七号) の一部を次のよ 青森県道路交通規則の一部を改正する規則

うに改正する。 第二十七条の二中「第二十九条第二項」を「第二十九条第三項」 に改め、

同条の次

歲

に次の一条を加える。 (運転経歴証明書)

第二十七条の三 法第百四条の四第五項の規定により運転経歴証明書の交付を受けよ

うとする者は、公安委員会に運転経歴証明書交付申請書 (別記様式第二十号の二)

2 を提出するものとする。

り運転経歴証明書 (別記様式第二十号の三) を申請者に交付するものとする。 公安委員会は、前項の申請を受理したときは、法第百四条の四第六項の規定によ

同条に次の二号を加える。

(一) 受講申請書 (別記様式第三十号)

第四十二条中「第三十七条の六」を「第三十七条の六第二号」に改め、

提出するものとする。

青

(チャレンジ講習)

別記様式第二十号の次に次の二様式を加える。

別記様式第20号の2 (第27条の3関係)

運転経歴証明書手数料貼付欄

県 証 紙	県 証 紙	県 証 紙	県 証 紙	県 証 紙
1	2	3	4	5

運転経歴証明書交付申請書

青森県公安委員会 殿

平成 年 月

24ミリ 写 真 1・申請前6月以内 30 2.無背景 無幅、 正面、上3分身 3. 裏面に氏名、 撮影年月日を 記入

H

住 所

申 請 者 氏 名

フ リ ガ ナ				性	别
氏 名	(氏)	(名)		男 1	女 2
生 年 月 日	1. 明治 3. 昭和 2. 大正 4. 平成	年	月	日生	
連 絡 先	() 局	番	(自宅・携帯・勤務	先・)
申請取消年月日	平 成	年	月	日	
免許証番号	第			号	
資料区分	B9-00 登録年 照 会 都	月日年年	月日		

※ 確 認 欄

○ この欄には記入しないでください。

					-		
フリ) カ	ガナ	生年月日				性別
氏		名		年	<u> </u>	H	
本新	音・[·風籍					
住		所		-			
1	Æ	免					
	许						
	腫	【 _ _					
1 3	ij.	[型]通 特 二 二 特 付 列 二 二 二 二 件					
		有効年月日 平成					

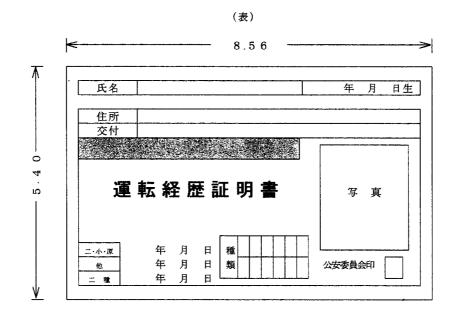
- 1 この証明書では、自動車等を運転することはできません。
- 2 住所等に変更を生じた場合でも、変更事項の記載を受けることはできません。
- 3 亡失等をした場合でも、再交付を受けることはできません。

上記の内容を確認しました。

氏 名

※ 申請者は、上段の太線の枠内に黒又は青のボールペンで、明りょうに、かい書で記入してください。

別記様式第20号の3 (第27条の3関係)



(裏)

注意事項

- 1 運転経歴証明書は、申請による取消しを受けた日前5年間の 自動車等の運転に関する経歴について証明するものです。
- 2 この証明書では、自動車等を運転することはできません。
- 3 住所等に変更を生じた場合でも、変更事項の記載を受ける ことはできません
- 4 亡失等をした場合でも、再交付を受けることはできません。
- 備考 1 表紙は白色のプラスチック板を、裏側は、薄茶色のプラスチック膜を用い、 プラスチック板の裏面にプラスチック膜をはり付ける。
 - 2 交付欄末尾に、取消しを受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経歴に ついての区分、優良・1、一般・2、違反等・3を表示する。
 - 3 種類欄には、免許取消し申請時に受けていた免許の種類を表す略号を上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、普通免許については2番目の項に、大型特殊免許については4番目の項に、大型二輪免許については4番目の項に、普通二輪免許については5番目の項に、小型特殊免許については6番目の項に、下欄左端から数えて、原付免許については1番目の項に、けん引普通免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、 普通第二種免許については4番目の項に、大型特殊第二種免許については5番目の項に、けん引第二種免許については6番目の項に、それぞれ記載する。
 - 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第30号(第36条関係)

応急救護処置講習 (一) 受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

 本籍

 住所

 日時者

 氏名

 生年月日
 年月日生

 電話

道路交通法第108条の2第1項第7号の規定による応急救護処置講習(一)を 受けたいので申請します。

*	講	習名	丰 月	B		2	年	月	日
*	講	習	場	所					
県収入証紙ちょう付欄	手	数料			円				

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 - 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第30号の2 (第36条関係)

応急救護処置講習 (二) 受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

 本籍

 住所

 申請者
 氏名
 印

 生年月日
 年月日生

 電話
 ()

道路交通法第108条の2第1項第7号の規定による応急救護処置講習(二)を 受けたいので申請します。

*	講習	3 年	三月	日		年	月	B	
*	講	習	場	所					
県収入証紙ちょう付欄	手数	料			<u>円</u>				

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 - 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第31号の2 (第37条の2関係)

					旅客	車講習	受記		請書	年	月	8
ī	青森!	県公5	安委員	会	殿							
·	* >p(+>		~~~									
							本	籍		····		
							住					
						申請者				 -		(II)
								F月 F	1	年	<u>月</u>	日生
							電	話		()	
	首欧	公 通:	生笙 1	_	条の2第1	百営 8 の	9 是	の担	定による	te	を安 事業	集羽を受け
			清しま		**************************************	-14 9 1 0 07	27	マンがた	KE (C & S)	n,	N d ∓ p	中日で又り
			.,, • •		<u> </u>					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
*	講	習	年 月	日		年			月	E	3	
*	講	習	場	所						7		
	手	数料		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	円							
県												
収												
入												
証紙												
概ち												
シー												
1												
よう												
う												

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 - 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第34号 (第39条関係)

	更	新、	、更彩	新 時	講習	手	数米	祖	付 欄	(欄内	にキチ	ンと貼	り付け	てくだ	さい。)		_
県	証. #	氏	県	証 2	紙		県	証 3	紙	児		証 4	紙		県	証 5	
	運	运免	許	証更	新	· 講	習	受静	申請	青書	ţ i						
	具公安 委	美員会	会殿			_	請日	平成	年		月	a ==	Н		24 4j;	ķ.	→
フリガ 氏	ナ 名 ^(氏)		(3	名)		5	月	<u>対</u>	連業	各先電	<u> 話</u>	百号	-	30	1. 申請	介 前 6 月以内 景、無帽。	
病気の症	状等申告欄						•\ 	2		携带·勤務分	<u> </u>			ij	止面 3, 裏面	、1.3分4 に氏名、	ł
	「時に、運転外 更新 時 講 習 『を受けたいの	受講中	請書		ンない [1]	ンた 2	(別紙の	り番号を 4	初回	5	6	高曲	台		撮影 記入	年月日を	:
	項の規定により			ZE NE RIJ	憂 良	- 般	違反	初回		特定任	意受講	角 一木《	受講				_
免免	5)							(<i>:)</i>								
許																	
証																	
の																	
写																	
U																	
1	新フリス	r ナ]		明・	122					_
記載事項変更届(変更部分のみ記入)	新 氏	名							新生	年月日	大・			年 	月		
項変更届かのみ記入)	新本籍・国	日籍															_
	新 住 要 更	新特更	更 更 :	特格 記	2 変	住 訴	千夕作	* F 	籍本着住所	水藤氏宏 4	- na ⊔la	E か 仕	1 世	t.	- 1	间時	н
資料 区分	県 内 3 県 外 3	6 3 2		31 界	,内		5 2 5	3 5		5 6	5.7	5 9	2 iF	人 損等 損等		0	出なき
	※確認権			11.71	. ,,,					欄には		ない					
	フリガナ 氏 名								4	年月日			年	月	В	13	:
	本籍·国籍 住 所																_
	免		111			免		•									_
	種類型	普大通特	大 普 小 月 自 一 特 1	原け大	普片引	許 条 件											
	有効年		平成			1 ' '											_
	1 1									適	性 年月 ミ付)	Н					
免許条	:件					1 11	1	1 11		1 1873	会 番	묵					
3.0		カー	<u> </u>	正初	1 力	البا ز ا	変 10						由				_
適 視性 左		カ		鏡 左	見力		深 1 E	ij		mm 期 mm 更	間前の新の	理期	間				_
性左右				境 <u>左</u>	<u>」</u> 見 力	1	^~ 	1		mm 期 mm 更 mm 理	間前の新の	期場の	間		1		
適性検査結	根 視		眼:	競 <u>左</u> 右	見 力	1	規 3 力 形 規 左	1 1 5		mm 期 mm 更 mm 理 mm 特	間前の新の由	理期場所	間 近 第 0	違反	初		
適性検査は	服 視 動 能		眼:	競 <u>左</u> 右	見力	1	規 2 3 可 平 は	1 1 5		mm 期 mm 更 mm 理 mm 特	間前の 新 の 由 定失効	理期場所	間 近 第 0	違 反 3 4	271	同	定

別紙

病気の症状等申告欄

該当する個所の□に✔印を付け、項目 7 については、該当者は相談を終了した月日及び相談番号を記載してください。

前回更新時に、運転免許を失効しましたか?

失効した方は、運転免許証更新申請書に番号を記入してください。 下記の1、2に該当しない方は、0を記入してください。

- 1 前回更新時に、やむを得ない理由(更新期間中海外にいた、病気等のため入院中だった等)で 失効し、六ヶ月以内に免許失効の手続きをし、その理由を証明するものを提出できる。
- 2 前回及び前々回更新時に、やむを得ない理由(更新期間中海外にいた、病気等のため入院中だった等) で失効し、六ヶ月以内に免許失効の手続きをし、その理由を証明するものを提出できる。

0 前回及び前々回更新時に失効し、六ヶ月以内に手続きをしたが、やむを得ない理由を証明するもの を提出することができない。

失効してから、六ヶ月以上過ぎてからの手続きだった。 前々回更新時以前に失効した。

別記様式第34号の2(第39条、第40条関係)

	特定失効者講習受講申請書								
					年	月	日		
	青森県公	安委員会 殿							
			取扱警察	署又は自動車教習	'所				
1		通法第108条の 規定による特定失				0 8条の	02第1項		
氏	名		講習種別	□優良 □一般	□違反	□初回	□高齢者		
	手数料	円							
県収									
入									
証紙									
概ち									
ょ									
う 付									
欄									

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第37号の2 (第42条の2関係)

特定任意高齢者講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

 本籍

 住所

 申請者
 氏名
 ①

 生年月日
 年月日
 日生

 電話
 ()

道路交通法施行令第37条の6の2第1号の規定による特定任意高齢者講習を受けたいので申請します。

※講習年月日		年	月	B
※ 講 習 場 所				
手数料県収入証紙ちょう付欄	円			

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 - 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第37号の3 (第42条の3関係)

	チャレンジ請	習	受講	申請書	1		
					年	月	日
青森県公安委員会	殿						
		本	籍				
		住	所				
	申請者						®
			F月日 		年		日生
		電	話		()	
道路交通法第10	8条の2第2項の規定	きによ	るチー	ャレンジ	講習を受	とけたり	いので申請
します。							
※ 講習年月日	4	 E		 月			
~ 两 自 千 万 日	+			<u>.</u>	<u></u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
※ 講習場所							
手数料	円						
県							
収							
入							
証							
紙							
よ							
5							
付							
欄							
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 - 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、平成十四年六月一日から施行する。

委託講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年五月三十一日

青絑県公安委員会規則第九号

青森県公安委員会委員長

橋

本

昭

委託講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 委託講習の実施に関する規則 (昭和四十九年四月青森県公安委員会規則第四号) の

;一条中「第八号」を「第八号の二」に改める

第二条第六号を次のように改める。

県

報

森

青

号の次に次の六号を加える。 十七号とし、同条第十五号及び第十六号を削り、同条中第十四号を第二十号とし、同 第二条中第十九号を第二十九号とし、第十八号を第二十八号とし、第十七号を第二 うとする者に対する法第百八条の二第一項第七号に規定する講習をいう。 応急救護処置講習 (一) 普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けよ

二十一 大型旅客車講習 うとしている免許に係る自動車の運転に関する講習をいう。 大型第二種免許を受けようとする者に対するその受けよ

|十二 普通旅客車講習 うとしている免許に係る自動車の運転に関する講習をいう。 普通第二種免許を受けようとする者に対するその受けよ

||十三||優良運転者講習| 以下「施行規則」という。) 第三十八条第十二項第一号の表の一の項に規定する 講習をいう。 道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号。

十四四 する講習をいう。 一般運転者講習 施行規則第三十八条第十二項第一号の表の二の項に規定

一 十 五 違反運転者講習 施行規則第三十八条第十二項第一号の表の三の項に規定

一十六 初回更新者講習 する講習をいう。 施行規則第三十八条第十二項第一号の表の四の項に規定

する講習をいう。

条第十三号とし、同号の次に次の四号を加える。 を「施行令」に、 第二条中第十三号を第十九号とし、第十二号を第十八号とし、同条第十一号中「令」 「第三十七条の六」を「第三十七条の六第二号」に改め、 同号を同

十四四 特定任意高齢者講習 施行令第三十七条の六の二第一号に規定する講習をい

十五 特定任意高齢者講習 (簡易) 国家公安委員会規則第四号。以下「講習規則」という。) 第二条第一項第一号の 運転免許に係る講習に関する規則 (平成六年

十六 特定任意高齢者講習 (通常) 表の一の項の基準に適合する特定任意高齢者講習をいう。 講習規則第二条第一項第一号の表の二の項の

運転に影響を及ぼしていると認められるかどうかの確認及びその結果に基づく指 以上の特定失効者に対する、加齢に伴つて生ずる身体の機能の低下が自動車等の 法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳 基準に適合する特定任意高齢者講習をいう。 チャレンジ講習
更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者又は

七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。 第二条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、 第

導を行う法第百八条の二第二項の規定による講習をいう。

九 旅客車講習 法第百八条の二第一項第八号の二に規定する講習をいう。

第二条第六号の次に次の一号を加える。

七 る者に対する法第百八条の二第一項第七号に規定する講習をいう。 応急救護処置講習 (二) 大型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとす

第九条の表中

を

書	応急救護処置講習 (
	_
	終了報告
	報告
様 式	第十
	号の五
	その都度
	公安委員会

, IC	普通旅客車講習終了報告書 大型旅客車講習終了報告書	原付講習終了報告書書 (二) 終了報告
の二様式	第十二号の七	様式の二様式の二様式の五
そ の 都 度	その都度	そ の 都 度
とは夕まました。	公安委員会	公安委員会

チャレンジ講習実施結果報告書 特定任意高齢者講習実施結果報告 結果報告書 様式 第十六号の七 様式 第十六号の六 その都度 その都度 公安委員会 公安委員会 公安委員会

に改める。

(一) の実施に関する基準」に改め、同表六の項及び七の項を次のように改める。 別表六中「六 応急救護処置講習の実施に関する基準」を「六 応急救護処置講習

この場合において、受講対象者本人であるかを確認すうこと。 (一) 受講申請書 (県交通規則別記応急救護処置講習 (一) 受講申請書 (県交通規則別記		書の受理	習 (一) 受講申請	6 応急救護処置講
抽		うこと。	様式第三十号)の受理は、	応急救護処置講習 (一)
	講対象者本人であるかを確認す		講習当日、) 受講申請書 (県交通規則別記

し、別表十を別表十二とし、別表八及び別表九を削り、別表	別表十一を別表十三とし、
行規則別記様式第二十二の十の五)を交付すること。	書の交付
六項に規定する応急救護処置講習 (一) 終了証明書 (施	習 (一) 終了証明
講習を終了した者に対して、施行規則第三十八条第十	7 応急救護処置講
手数料(青森県収入証紙)について確認すること。	
るとともに、応急救護処置講習 (一) 受講申請書の講習	

七を別表八とし、同表の次に次の三表を加える。 別 表

九 旅客車講習の実施に関する基準

5			4	3	2	1
講習用教材			講習の実施方法	受託対象者	講習場	実施の方式
徳覚教材等を用いること。	(3) 講習の科目及び細目は別に定めるところによる。 講習の科目及び細目 講習の時間は六時間とする。	る。	実技方式講習にあつては、講習指導員一人に対し受1) 受講人員等の編成	者 大型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする	で行うこと。 受託者の管理する講習施設その他講習に適した道路等	指導員が実施する方式によること。受託者の管理する講習施設その他道路において、講習

4 語習の実施方法		2 講習場	1 実施の方式	十 更新時講習の実施に関する基準	7 旅客車講習終了	申請書の受理
ウ 違反運転者講習 一	免	に適した環境の施設を充てること。 は、それぞれ同管轄区域内に免許証の更新を受けようとする者を対象として実施すること。とする者を対象として実施すること。	導員が各講習場を巡回実施する方式によること。受託者の委託講習を担当する事務局に置かれる講習指	関する基準	高こと。 を交付す 書(施行規則別記様式第二十二の十の六の三)を交付す 書(施行規則別記様式第二十二の十の六の二)を、普通旅 を車講習を終了した者に対し、普通旅客車講習終了証明書 車講習を終了した者に対し、大型旅客車講習終了証明書 をで見り、大型旅客	入証紙)について確認すること。

森 県 報

青

アー十六ミリ映写機		
こと。 「お視聴覚教育器材のうち二以上の器材を用いて行う構習は、短時間に十分効果があげられるよう次に掲		人員とするこ
② 講習用器材		
新者全員に配布するとともに、青森県の交通の実態を公安委員会が定めた「交通の方法に関する教則」を更		しまるこ
	6 講習用教材	る者
の交付の日までの間とする。		
受講日は、原則として、更新申請の日から更新免許証	5 受講日	設その他講習
による。		新を受けよう
		習場一箇所を
33) 料目及び内容 二時間とする		 こと。
工初回更新者講習		かれる講習指
二時間とする。		
ウ 違反運転者講習		
一時間とする。		
イ 一般運転者講習		三)を交付す
三十分とする。		講習終了証明
アの優良運転者講習)を、普通旅
(2) 講習の時間		習終了証明書
て行うこと。		り、大型旅客
二輪車等の受講者の態様に応じた特別学級を編成し		
原則として二十人以内とするほか、若年、高齢者、		米(青茶県山
工 初回更新者講習		斗 / 青米県又を確認すると
て行うこと。		に建力でいると
		 村田野三十一
原則として二十人以内とするほか、若年、高齢者、		ま に 育 三 ト ー

4

講習の実施方法

(1)

受講人員等の編成

3

受講対象者

2

講習場

受託者の管理する講習施設内で行うこと。

大型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする

7 付 受講証明書の交 講証明書を交付すること。 受講済みの者に対しては、 ウ エ 1 反応分析装置 スライド映写機 オーバーヘッド投映機 必要により第三号様式の受

+ 高齢者講習の実施に関する基準

6 申	5		4	3	2	1
申請書の受理	講習用教材		講習の実施方法	受講対象者	講習場	実施の方式
県収入証紙)について確認すること。 号)の受理は、講習当日、講習場において行うこと。 号)の受理は、講習当日、講習場において行うこと。	除く。 許のみ保有する者は、自動車等、運転シミユレーターを器材、視聴覚教材等を用いること。ただし、小型特殊免器材、視聴覚教材等を用いること。ただし、小型特殊免	(2) 講習の科目及び内容は、警察本部長の定めるところ講習の科目及び内容は、警察本部長の定めるところ講習の科目及び内容による。	(1) 受講人員等の編成	する日における年齢が七十歳以上の者免許証の更新を受けようとする者で、更新期間が満了	受託者の管理する講習施設で行うこと。	施する方式によること。受託者の管理する講習施設において、講習指導員が実

5

講習用教材

(3)

講習の科目及び細目

講習の時間は六時間とする。

(2)

講習の時間

受講者五人に技能指導員一人とする。

編成で、講習指導員一人とし、実技講習にあつては、

知識講習一回当たりの受講者数は、原則として十人

書の受理

て行うこと。

習 (二) 受講申請

様式第三十号の二) の受理は、講習当日、講習場におい

応急救護処置講習 (二) 受講申請書 (県交通規則別記

教本、視聴覚教材、模擬人体等を用いること。

講習の科目及び細目は、別に定めるところによる。

るとともに、応急救護処置講習 (二) 受講申請書の講習

この場合において、受講対象者本人であるかを確認す

手数料 (青森県収入証紙) について確認すること。

講習を終了した者に対して、施行規則第三十八条第十

応急救護処置講

習 (二) 終了証明|六項に規定する応急救護処置講習 (二) 終了証明書 (施

応急救護処置講

別長六の欠こ欠の一長を加える。		証明書の交付	7 高齢者講習終了
を目える。	式第二十二の十の七)を交付すること。	六項に規定する高齢者講習終了証明書 (施行規則別記様	講習を終了した者に対して、施行規則第三十八条第十

七

応急救護処置講習 (二) の実施に関する基準

1

実施の方式

施する方式によること。

受託者の管理する講習施設において、講習指導員が実

	証明書の交付	7 高齢者講習終で
式第二十二の十の七) を交付すること。	六項に規定する高齢者講習終了証明書 (施行規則別記様	講習を終了した者に対して、施行規則第三十八条第十

十五 特定任意高齢者講習 (通常) の実施に関する基準

書の交付

行規則別記様式第二十二の十の五の二)を交付すること。|

十四 特定任意高齢者講習 (簡易) の実施に関する基準別表十三の次に次の三表を加える。

様式第三号)を交付すること。 規定する特定任意高齢者講習終了証明書(講習規則別記講習を終了した者に対して、講習規則第三条第二号に	交付 講習終了証明書の 特定任意高齢者	7
9ること。 開申請書の講 対象者本人で	受理	
第三十七号の二)の受理は、講習当日、講習場において特定任意高齢者講習受講申請書(県交通規則別記様式	講習受講申請書の特定任意高齢者	6
教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等を用いること。	講習用教材	5
(② 講習の科目及び内容は、警察本部長の定めるところ 講習の科目及び内容 講習の時間は一時間とする。		
(1) 受講人員等の編成	・講習の実施方法	4
た者下が自動車等の運転に著しい影響がない旨の確認を受け下が自動車等の運転に著しい影響がない旨の確認を受けまヤレンジ講習において、加齢に伴つて身体機能の低	受講対象者	3
受託者の管理する講習施設で行うこと。	講習場	2
施する方式によること。 受託者の管理する講習施設において、講習指導員が実	- 実施の方式	1

青

7		5 5	4	3	2	1
交付 講習終了証明書の 特定任意高齢者	受理講習受講申請書の	寺宜 <u>壬</u> 意高龄皆	講習の実施方法	受講対象者	講習場	実施の方式
様式第三号)を交付すること。規定する特定任意高齢者講習終了証明書 (講習規則別記講習を終了した者に対して、講習規則第三条第二号に	県収入証紙)について確認すること。	寺它王急高龄皆冓留受冓申青書(是父重児則別己羕式器材、視聴覚教材等を用いること。と称、自動車等、運転シミユレーター、運転適性検査	(1) 受講人員等の編成 (2) 講習の時間は三時間とする。 (3) 講習の時間は三時間とする。 (3) 講習の科目及び内容は、警察本部長の定めるところによる。	書を提出した日における年齢が七十歳以上の特定失効者以上の者又は法第八十九条第一項の規定により免許申請免許証の更新期間が満了する日における年齢が七十歳	受託者の管理する講習施設で行うこと。	施する方式によること。受託者の管理する講習施設において、講習指導員が実

| 別記 | 十六 チャレンジ講習の実施に関する基準

受託者の
の管理する講習施設において、講習指導

2	講習場	受託者の管理する講習施設で行うこと。
3	受講対象者	免許証の更新期間が満了する日における年齢が七十歳
		書を提出した日における年齢が七十歳以上の特定失効者以上の者又は法第八十九条第一項の規定により免許申請
4	講習の実施方法	使用車両 (1) 使用車両
		(2) 講習の時間 使用車両は普通自動車とする。
		講習の時間は三十分程度とする。
		(3) 講習の科目及び内容
		講習の科目及び内容は、警察本部長の定めるところ
		による。
5	講習用器材	普通自動車、危険回避器材等を用いること。
6	チャレンジ講習	チャレンジ講習受講申請書 (県交通規則別記様式第三
557	受講申請書の受理	こと。 十七号の三) の受理は、受講当日、講習場において行う
		この場合において、受講者本人であるかを確認すると
		ともに、チャレンジ講習受講申請書の受講手数料(青森
		県収入証紙) について確認すること。
7	チャレンジ講習	審査の結果、加齢に伴つて生ずる身体機能の低下が自
亚	受講結果確認書の	動車等の運転に著しい影響を及ぼしていないと確認され
<u> </u>	交付	た者に対して、チャレンジ講習受講結果確認書 (講習規
		則別記様式第一号)を交付すること。

田	第
1)加	<u>+</u>
P 森	号
#	の 石
Ĥ	五様式を次の
(筆0冬関係	式を
四位	次
200	の
	らう
	Ę
	改める
	ž
	•

				E	終了証明書					
				ن ا	男機	(香)			計	
				٦	実在	がったの者に			禁	
,					□	次の者について、			青森県公安委員会	
					格口	を開い、過	行		에 식산	
					住	道路交通法第108条の2 (一)) を終了したこ	応急救護処置講習		溭	
					严		3(一)終了報告書	寧 发		
				H	联 有	第1項第1号に規定する講習とを報告する。	串	受託団体名管 理 者		
				H + 13 L	 日 必	亡する講				年
						啞				川

ŦŦ

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第十二号の五様式の次に次の様式を加える。

第12号の5の2 様式 (第9条関係)

第12号の7 様式 (第9条関係)

第十二号の六様式の次に次の二様式を加える。

						然」証明青 番 号	# 田 12 7 08 50 0) 父 径			曹操		
						年月		次の者について、(内急戦機の勝敗の者に)			青森県公安委員会		
						新田	野 第	難づ	XI.		μ⊳		
						住所	() () () () () () () () () ()	道路交通法第108条の2 (一)) み終アレギア	応急救護処置講習(二)終了		要		
							_ ±	原 越第 色	終了報告書	受 管託			
						生年月日	Р	第1項第1号に規定す. トを期午する	₩	受託団体名管 理者		单	離
								る舞				月	
				-		至 帝	<u>*</u>	ш		(4)		ш	坤
	 	 	1		 								

				器 明書 実	始成├─			青森県公安委員会		
				月日	FT 1					
				住所	道路交通法第188条の2第1項第1を終了したことを報告する。	大型旅客車講習終了報告書	水 海	瀴		
				氏 生年月日	規定		受託団体名管 理 者		年月	
				空车			@		Я В	

Ħ

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第12号の7の2様式(第9条関係)

第16号の6様式 (第9条関係)

第十六号の五様式の次に次の二様式を加える。

終了証明書 番 号 (普通旅客車講習)を終了したことを報告する。 次の者について、道路交通法第108条の2 第1項第8号の1に規定する講習 青森県公安委員会 実年 Ш 施日 普通旅客車講習終了報告書 礟 Ĥ 严 郸 受託団体名 理者
 氏
 名

 生年月日
 第 年 Ш (4) 性別 山山

是 淮 青森県公安委員会 殿 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。 (□通常 □簡易)を 下記の者について、道路交通法施行令第37条の6の2第1号に規定する講習 π 特定任意高齢者講習結果報告書 Ý 生年月日 併 性別 Н 免許種別 日に終了したので報告する。 管理者 教習所名 神智車 指導員名 併 果 田 亩 骓 Ш

下記の者について、道路交通法第108条の2第2項に規定する講習を

管理者

教習所名

日に終了したので報告する。

且

番品

开

1/2

生年月日

性別

免許種別|講習車

指導員名

뾖

亩 业

¥

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第16号の7様式 (第9条関係)

チャレンジ講習結果報告書

青森県公安委員会 殿

#

П

Ш

附 則

この規則は、平成十四年六月一日から施行する。

青森市長島一丁目一番一号 (毎週月・水・金曜日発行) 行 所 発 森 行 人 県 東 奥 印 刷 株 式 会青森市古川二丁目一七番五号 定価小口一枚二付十五円一銭 刷 所 販 売 人

社